

令和5年度農林水産省行政事業レビュー行動計画

令和5年3月31日
農林水産省

「行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月5日閣議決定)、「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月2日行政改革推進会議策定)等を踏まえ、農林水産省において、行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を推進するとともに、国からの資金交付により造成された基金（以下「基金」という。）について、レビューの枠組みの下、適切な管理に向けた取組等（以下「基金の点検等」という。）を行うため、行動計画を以下のとおり定める。

I. レビューの取組体制（別紙1）

- (1) 農林水産省におけるレビューを実施するため、「農林水産省行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。
- (2) レビューの統括責任者は官房長、副統括責任者は危機管理・政策立案総括審議官及び総括審議官とする。
- (3) 外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むため、外部有識者によって構成される「農林水産省行政事業レビュー外部有識者会合」を設置する。
- (4) チームの庶務は、広報評価課が予算課その他の大臣官房関係課の協力を得ながら、各局庁庶務課と連携して処理する。
- (5) 各局庁においては、庶務課を中心として事業所管課、地方支分部局等との連携・協力体制を構築する。

II. レビュー

1. レビューの対象事業等

- (1) レビューの対象事業は、令和4年度の事業（以下「前年度事業」という。）、令和5年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）及び令和6年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）全て（事務的経費、人件費等は除く。）とする。
- (2) 事業の単位については、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮し、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとり行政事業レビューシート（行政事業点検票。以下「レビューシート」という。）を作成する。また、政策評価との対応関係に留意する。

2. 事業所管課等による事業の実態把握及び点検

- (1) 事業所管課は、1.(1)の対象事業について、活動・成果実績や予算の支出先、用途等の実態を把握し、必要性、有効性、効率性に加え、エビデンス（根拠）に基づく

政策立案（以下「EBPM」という。）等の観点から事業の見直し等改善の余地がないか厳格に点検を行うとともに、行政事業レビューシート作成要領にのっとった記載となっているか、法人番号等に誤りがないか、誤字脱字等についても丁寧に確認を行う。（第1次チェック）

実態把握に当たっては、地方支分部局による現地調査や地方公共団体への問い合わせ等を適宜実施し、可能な限り末端の支出先や使途の詳細等まで把握するよう努める。

- (2) 各局庁の庶務課は、事業所管課による第1次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、事業所管課に対し改善を求める。（第2次チェック）
- (3) 広報評価課は、予算課と連携の上、各局庁による第2次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、各局庁に対し更なる改善を求める。（第3次チェック）

3. レビューシートの作成

事業所管課は、実態把握及び点検の結果等をレビューシートに記載する。レビューシートの作成に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、分かりやすく記載するよう留意する。

4. チームによる事業の点検

- (1) チームは、2.(1)～(3)で事業所管課等が実施した実態把握及び点検の結果等について、(2)の外部有識者による点検及び(3)の公開プロセスの結果も踏まえ、厳格な点検を行う。点検結果については、所見としてレビューシートに記載する。
- (2) チームは、1.(1)の対象事業のうち、以下の①～⑤の基準のいずれかに該当するものについて、当省が選任した外部有識者に点検を求める。この場合、当該外部有識者の理解を得て事業の選定を行う。
 - ① 令和4年度に新規に開始したもの。ただし、令和4年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは、令和6年度に点検を求めるものとする。
 - ② 令和5年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る。）
 - ③ 令和4年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見の対象となったもの
 - ④ 令和6年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの、成果指標が定性的に設定されている事業など、その進捗状況について確認する必要があるもの
 - ⑤ その他、全てのレビュー対象事業について、少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう選定する。この場合、特に、以下のア～イに該当するものを重点的に選定する。
 - ア 令和5年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの
 - イ 令和4年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は令和6年度予算

の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討しているもの

ウ 令和4年度補正予算に計上されたもの

エ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、令和4年度に、一者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）を含むもの

オ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による点検の必要性が高いと判断されるもの

また、対象事業を政策・施策単位でまとめて同一の外部有識者に点検を求める、目標年度における効果検証や過去の外部有識者による点検の結果を踏まえたメリハリ付けを行うなど、効率的な実施に努める。

(3) チームは、(2)の対象事業のうち、以下の①～⑥の基準のいずれかに該当するものについて、公開プロセスを実施する。この場合、外部有識者（内閣官房行政改革推進本部事務局が選任した外部有識者を含む。以下(4)において同じ。）の理解を得て事業の選定を行う。

① アウトカムの設定など、E B P M的観点から点検する必要があるもの

② 事業の規模が大きく（10億円以上）、又は政策の優先度が高いもの（予算の白本掲載事業等）

③ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業（5年程度）等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

④ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

⑤ 令和5年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの

⑥ その他以下のア及びイに該当するもの等、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

ア 令和4年度のレビューの取組において、アウトカムに関する指摘の対象となったもの

イ 執行率が低いもの

ただし、以下の(ア)～(オ)に該当するものについては、公開プロセスの対象から除外する。

(ア) 事業単位で1億円未満のもの（令和4年度補正後の予算額ベース）

(イ) 論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくないもの

(ウ) 過去3年間に、公開プロセスの対象となったもの

(エ) 令和4年度補正予算に計上され、新規に開始したもの

(オ) 令和4年度限りのもの（令和5年度以降も実質的に継続していると判断され

るものを除く。)

- (4) チームは、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、令和6年度予算概算要求提出前を目途に、レビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う場を設ける。

5. 概算要求及び予算執行への反映・公表

- (1) 事業所管課は、4.(1)のチームによる所見を、当該事業及び同種の事業の令和6年度予算の概算要求及び令和5年度予算の執行等に的確に反映する。また、「行政改革推進会議による検証の強化について」(平成27年3月31日行政改革推進会議決定)に基づき実施される秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映する。このため、省内における令和6年度予算の概算要求の検討は、レビューのスケジュールを考慮して実施する。
- (2) レビューシートについては、(1)における反映状況等を分かりやすく記載し、前年度事業及び新規事業は、令和6年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に、新規要求事業は、令和6年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

また、チームは、レビューシートの公表に併せて、「令和5年度行政事業レビュー事業単位整理表兼点検結果の令和6年度予算概算要求への反映状況調査表」等を取りまとめ、公表する。

なお、レビューシートを公表後に令和5年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内に公表するものとする。

6. 事業執行を終了した事業の実態把握及び点検

- (1) 平成28年度以降に事業執行を終了した事業のうち、事業終了年度を超えて成果目標の目標最終年度を設定したものについては、目標最終年度までの成果実績について、2.に準じて実態把握及び点検を行う。事業所管課は、実態把握及び点検の結果等を「目標最終年度までのフォローアップ点検結果票」に記載する。
- (2) チームは、(1)で事業所管課等が実施した実態把握及び点検の結果等について、厳格な点検を行うとともに、その結果については、所見として「目標最終年度までのフォローアップ点検結果票」に記載し、前年度事業に係るレビューシートの公表に併せて、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

III. 基金の点検等

1. 基金の点検等の対象基金

基金の点検等の対象は、国から交付された資金の全部又は一部を原資として公益法人等や地方公共団体に造成された基金等(①「基金シート」作成対象基金、②「地方公共団体等保有基金執行状況表」作成対象基金、③「出資状況表」作成対象資金)とする。

2. 基金事業所管課等による基金の実態把握及び点検

- (1) 基金事業所管課は、1. の対象基金及びその基金事業について、執行状況や保有割合等の実態を把握し、余剰資金は国庫返納する等改善の余地がないか厳格に点検を行うとともに、記載事項に誤記入等がないか、行政事業レビュー実施要領及び基金シート等作成要領にのっとった記載となっているかについても丁寧に確認を行う。(第1次チェック)
- (2) 各局庁の庶務課は、基金事業所管課による第1次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、基金事業所管課に対し改善を求める。(第2次チェック)
- (3) 広報評価課は、予算課と連携の上、各局庁による第2次チェックの内容について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、各局庁に対し更なる改善を求める。(第3次チェック)

3. 基金シートの作成・公表等

- (1) 基金事業所管課は、1. の対象基金のうち①について、実態把握及び点検の結果等を基金シートに記載する。
- (2) チームは、原則全ての基金事業について、当省が選任した外部有識者に点検を求める。
- (3) チームは、2. (1) ~ (3) で基金事業所管課等が実施した実態把握及び点検の結果等について、厳格な点検を行う。点検結果については、所見として基金シートに記載する。
- (4) 基金事業所管課は、(2) の外部有識者による点検及び(3) のチームによる点検を経た上で、チームの所見に的確に対応することとし、その対応状況等について基金シートに記載する。基金シートについては、9月末を目途に農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
また、チームは、基金シートの公表に併せて、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」を作成し、公表する。
- (5) 基金シートの作成に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、分かりやすく記載するよう留意する。

4. 地方公共団体等保有基金執行状況表及び出資状況表の作成・公表

基金事業所管課は、1. の対象基金のうち②については「地方公共団体等保有基金執行状況表」を、③については「出資状況表」を作成する。これらについては、9月末を目途に農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

IV. その他

1. 政策評価等との連携

レビューと政策評価、EBPMの取組の一体的な推進を図るため、レビュー、政策評価及びEBPMの担当との連携、成果目標等の整合性の確保等を図る。

2. 優良事業改善事例

自律的にレビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、チームは、事業所管課による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、表彰するとともに、省内に普及する。また、事業所管課は優良事業改善事例を参考にして、積極的な事業改善に努める。

なお、優良事業改善事例については、令和6年度予算概算要求までを目途に公表する。

3. レビューシートの活用

作成したレビューシートの予算編成過程での活用や、E B P Mの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進する。

4. 人事評価への反映

優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業の見直しを行った場合、評価者は当該職員の人事評価に適切に反映するよう努める。

5. 職員の資質向上の取組

職員のレビューに対する理解や意識の向上を図るため、研修、各種会議その他の機会を活用して、レビューの意義や内容等について、浸透の徹底を図る。

6. スケジュール（別紙2）

(別紙1)

農林水産省行政事業レビューの取組体制

農林水産省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者：大臣官房長

副統括責任者：大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
大臣官房総括審議官

チームメンバー：

大臣官房秘書課長

大臣官房文書課長

大臣官房予算課長

大臣官房政策課長

大臣官房地方課長

大臣官房環境バイオマス政策課長

大臣官房参事官（経理）

大臣官房参事官（デジタル戦略）

大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長

大臣官房統計部管理課長

消費・安全局総務課長

輸出・国際局総務課長

農産局総務課長

畜産局総務課長

経営局総務課長

農村振興局総務課長

農林水産技術会議事務局研究調整課長

林野庁林政課長

水産庁漁政課長

事務局長：大臣官房広報評価課長

+

農林水産省行政事業レビュー
外部有識者会合

+

内閣官房行政改革推進本部事務局が選任する外部有識者

農林水産省が選任する外部有識者

(別紙2)

令和5年度における行政事業レビュー・スケジュール（想定）

4月上旬 ○令和5年度農林水産省行政事業レビュー行動計画の公表

4月中旬 ○農林水産省行政事業レビュー外部有識者会合の開催（公開プロセス対象事業の選定）

6月中旬 ○公開プロセスの実施

7月上旬 ○外部有識者による点検

8月上旬 ○農林水産省行政事業レビュー推進チームによる点検（チーム所見決定）

8月下旬 ○外部有識者による政務への講評

9月上旬 ○レビューシートのうち前年度事業及び新規事業の公表

○「令和5年度行政事業レビュー事業単位整理表兼点検結果の令和6年度予算概算要求への反映状況調査」の公表

○「目標最終年度までのフォローアップ点検結果票」の公表

9月中旬 ○レビューシートのうち新規要求事業の公表

9月下旬 ○基金シートの公表

○「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」の公表

○「地方公共団体等保有基金執行状況表」の公表

○「出資状況表」の公表